

新たな特産物は？



米本 隆記 議員

町長

今ある作物を磨き上げる



取り組みを進めたが

【米本】以前、こんにやくやピーナッツを特産物にと力を入れていたが、なかなかその先につなげるものにはならなかった。生産量や輸送の問題もあったと考えるが、反省から見えてくるものもある。

本町の農業振興には新たな特産品が必要不可欠と思うが、取り組まないか。

【町長】平成20年度から「大山ブランド開発事業」として、試作・実証・研修及び販路開拓を行う農業者などに支援をしてきた。

当初より規模は小さくなくなったが、ピーナッツは県の6次産業化の補助金を活用して生産拡大をめざし、こんにやくは香取農協を窓口として取り組みが進んでいる。

新しい作物の特産品化は、販売面・生産技術の確立などの課題があり、慎重に検討する必要がある。

まずは、町内で取り組まれている作物の生産・販売の体制を作り、ブランド化することが重要だと考える。

不慮の事故への対応は？

町長

保険の加入を義務付けている

【米本】各運動施設は指定管理者が管理・運営しているが、ある体育施設ではグラウンドやその周辺の維持管理ができていないものを見かける。管理者の責任で実施するものと、所有者として行政がするものはどう区別しているのか。

不幸にして発生した損害賠償事件の責任はどこか。

【町長】指定管理者制度は、公の施設に民間事業者などが持つノウハウを活用する事によって、施設の設置目的を効果的に達成できる制度である。

委託する業務は、施

設・設備の維持管理や使用許可、また利用促進のための各種事業の企画運営など、管理運営全般である。

集要項で責任の分担を示している。指定管理者には、施設内の事故に備え賠償責任保険への加入を義務付けている。

損害賠償は、故意・過失で管理物件を破損した場合と利用者に対しての賠償があり、募

ただし、所有者として町に責任がある場合もある。



樹木の影で起こった事故の責任は